

情報通信審議会 情報通信技術分科会 新世代モバイル通信システム委員会
HAPS 検討作業班 運営方針

1 検討事項

- (1) 他のシステムとの共用条件等に基づく、高高度プラットフォーム（HAPS）に搭載する無線通信システムに関する技術的条件
- (2) その他技術的条件の検討に必要な事項

2 作業班の運営

- (1) 主任は、作業班の議事を掌握する。
- (2) 作業班に主任代理を置くことができ、主任がこれを指名する。
- (3) 主任代理は、主任不在の時、その職務を代行する。
- (4) 作業班の会議は、主任が招集する。この場合、主任は、構成員にあらかじめ会議の日時、場所及び議題を通知する。
- (5) 主任は、必要があると認めるとき、作業班に必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- (6) 本作業班において検討された事項については、主任が取りまとめ、これを新世代モバイル通信システム委員会に報告する。
- (7) 主任は、作業班の調査を促進させるため、アドホックグループを設置することができる。
- (8) アドホックグループのリーダー及び構成員は、主任が指名する。
- (9) その他、本作業班の運営に必要な事項は、主任が定めるところによる。

3 会議の公開等

会議は、次の場合を除き、公開する。

- (1) 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合。
- (2) その他、主任が非公開とすることを必要と認めた場合。

4 事務局

本作業班の事務局は、総務省総合通信基盤局電波部移動通信課がこれに当たる。